

資料編

1	データから見た県の男女共同参画の現状	44
2	男女共同参画に関する動き	52
3	県の取組	56
4	男女共同参画社会基本法	58
5	男女共同参画基本計画（第2次）の概要	62
6	広島県男女共同参画推進条例	64
7	広島県男女共同参画審議会委員	67
8	広島県男女共同参画推進本部設置要綱	68
9	具体的施策の行動目標一覧	70
10	用語索引	72

いしに
ふたはら

1 データから見た県の男女共同参画の現状

環境づくり

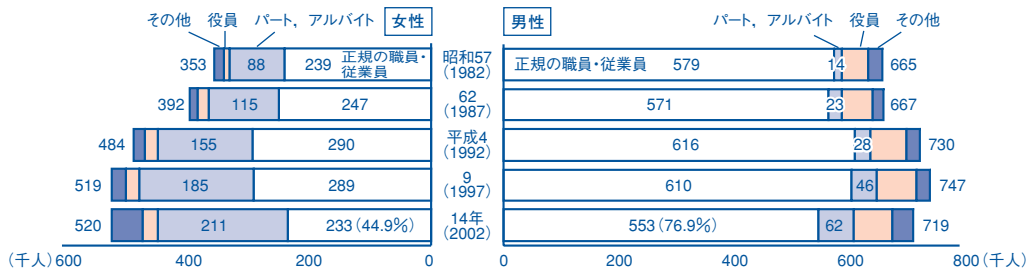
注意事項:百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

労働

《雇用形態別に見た雇用者数》

- 平成14(2002)年の女性雇用者数は520千人で、男女雇用機会均等法(15ページ参照)施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、20年間で167千人(47.3%)増加しています。
- 雇用形態別に見ると、平成14(2002)年の正規の職員・従業員の割合は、女性では44.9%で、男性の76.9%を大きく下回っています。

雇用形態別に見た雇用者数の推移

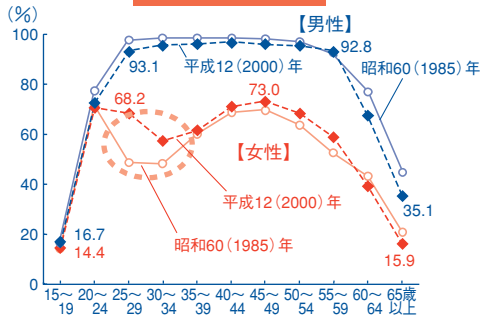


(注)雇用形態:雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分
資料:総務省「就業構造基本調査」

《労働力率》

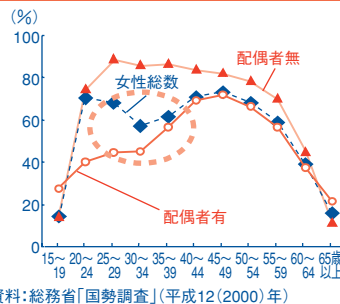
- 男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。
- 一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描き、近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。
- 育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

年齢別労働力率



(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合
15歳以上人口 < 労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)
非労働力人口(主に家事従事、学生、高齢者等)
資料:総務省「国勢調査」

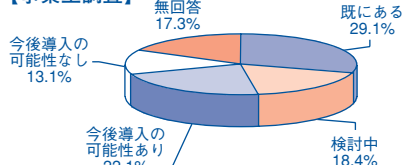
女性の年齢別、配偶関係別労働力率



資料:総務省「国勢調査」(平成12(2000)年)

再雇用制度(育児・介護のため)の導入状況

【事業主調査】



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」
(平成17(2005)年度)

《労働者の賃金》

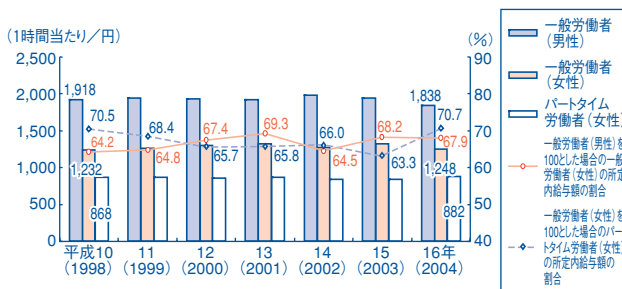
- 一般労働者の所定内給与額の男女間の差は、徐々に縮小してきているものの、近年では横ばい傾向にあり、依然として開きがあります。

(注)所定内給与額:きままって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

1時間当たりの所定内給与額:
各年6月分として支給された所定内給与額を同月の所定内実労働時間数で除して算出している。
一般労働者:パートタイム労働者以外の労働者

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

労働者の所定内給与額及びその格差の推移

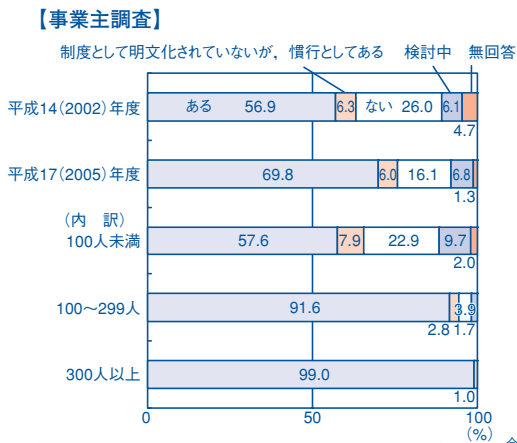


職業生活と家庭生活の両立

《育児・介護休業制度》

- 育児休業制度は69.8%，介護休業制度は59.7%の事業所において規定が整備されています。
- 育児休業の取得状況については、女性従業員73.2%，男性従業員0.1%，介護休業の利用状況については、「取得者がいた」と回答した事業主の割合は5.0%となっています。
- 制度を利用しない主な理由として、女性従業員では、両制度共に「上司や同僚に気兼ね」を、男性従業員では、育児休業については「子どもの世話をしてくれる人がある」、介護休業については「休業中の収入が減少する」を最も多くあげています。

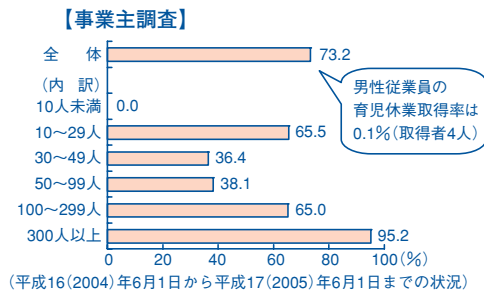
育児休業制度の規定の有無



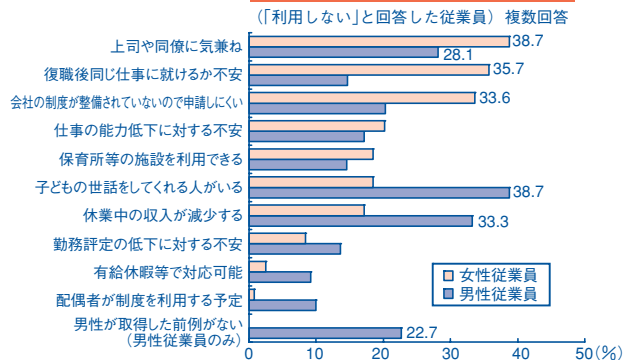
【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象で、子が1歳(一定の場合は1歳6ヶ月)に達するまで取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、一定の範囲の期間雇用者は対象となりました。(次に該当するものを除く)
日々雇い入れられるものや、労使協定で定められた一定の労働者(配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者等)

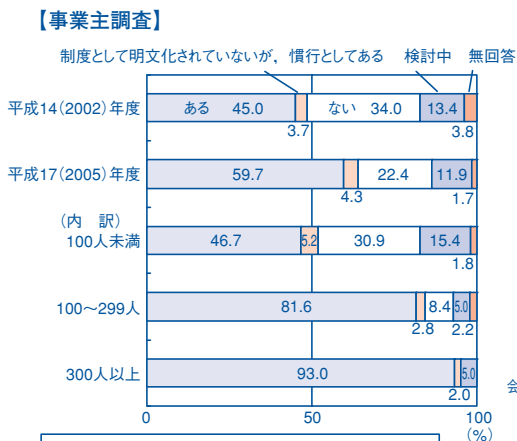
女性従業員の育児休業取得率



育児休業制度を利用しない理由



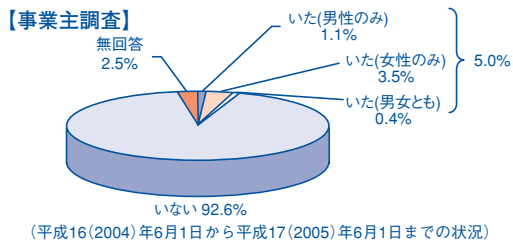
介護休業制度の規定の有無



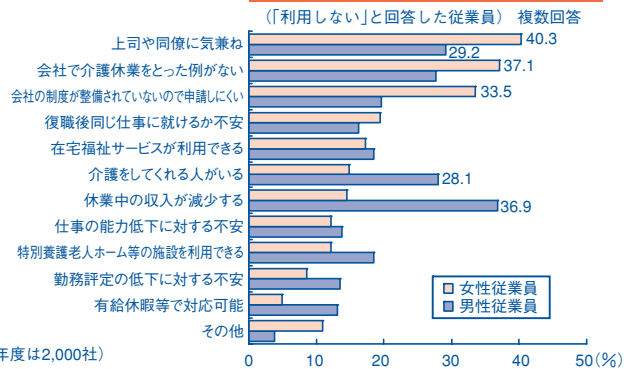
【介護休業】

対象家族(※)を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。
(※対象家族) 配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

介護休業制度の利用状況



介護休業制度を利用しない理由



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成14(2002)年度は2,000社)

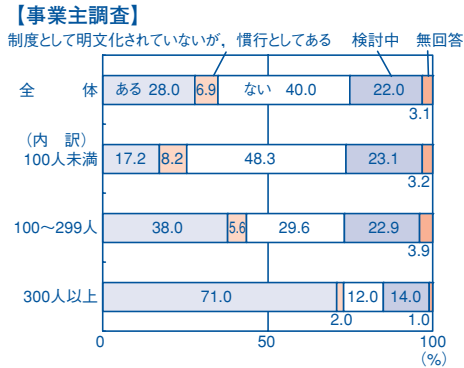
及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人(平成14(2002)年度は2,000人)

資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)、広島県男女共同参画推進室調べ

《子の看護休暇制度》

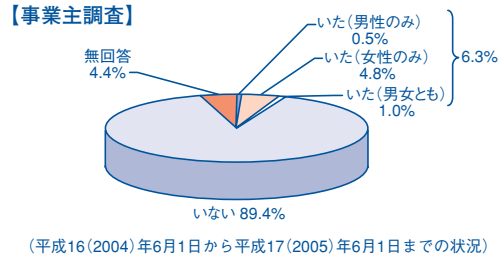
- 子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は28.0%となっています。

子の看護休暇制度の規定の有無



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)、広島県男女共同参画推進室調べ

子の看護休暇制度の利用状況

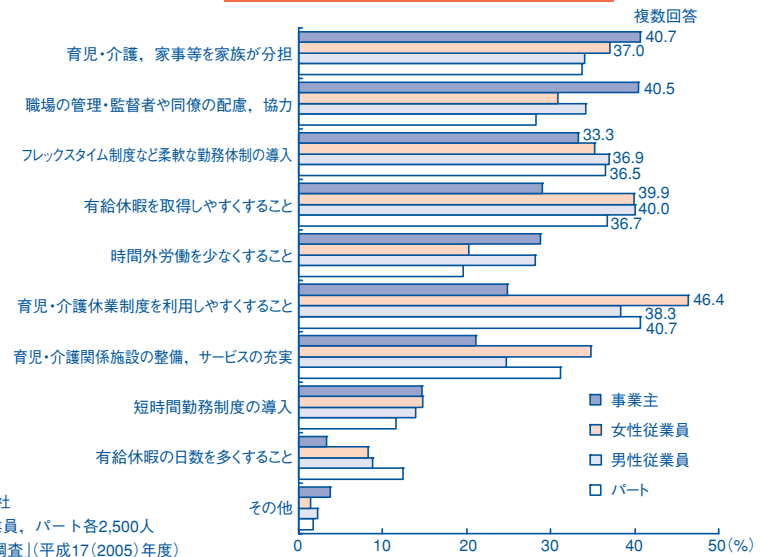


【子の看護休暇】
小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、創設されました。

《仕事と家庭の両立》

- 仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主は「育児・介護、家事等を家族が分担」を最も多くあげています。
- 一方、女性従業員とパートは「育児・介護休業制度を利用しやすくすること」を、男性従業員は「有給休暇を取得しやすくすること」を最も多くあげています。

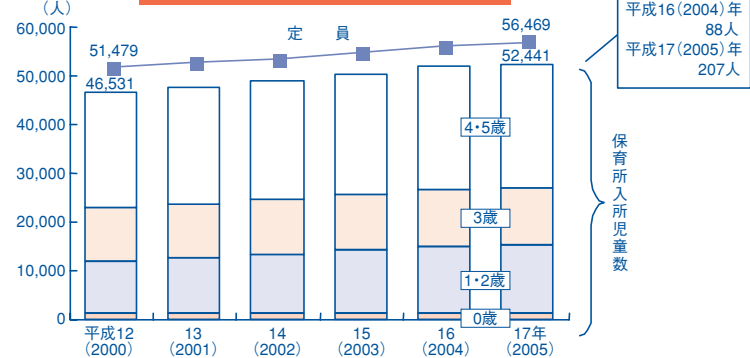
仕事と家庭の両立のために重要なこと



《保育所入所児童数》

- 県内の保育所入所児童数は、出生数が減少傾向にある中、増加傾向にあります。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



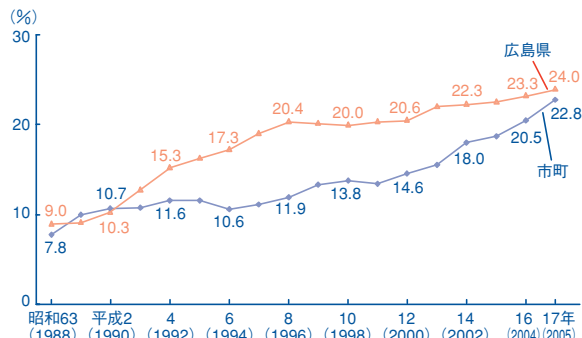
■ 社会参画

《県・市町の審議会等委員》

●県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画」(第1次計画)に掲げた平成17(2005)年度末の目標値25.0%に対して、平成17(2005)年6月1日現在で24.0%となっています。

(注)県は、6月1日現在(ただし、昭和63(1988)年は5月1日現在)
市町は、4月1日現在(ただし、昭和63(1988)年は5月1日現在、
平成元(1989)年～平成6(1994)年は6月1日現在、平成14(2002)年・
平成15(2003)年は3月31日現在)
資料:広島県人事室、広島県男女共同参画推進室、広島県教育委員会、
広島県警察本部調べ

県・市町の審議会等における女性委員の割合の推移

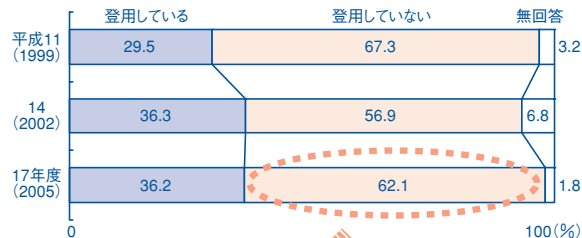


《県内事業所の管理職》

- 女性を管理職に雇用している事業所の割合は、平成17(2005)年度で36.2%と横ばい傾向で、全管理職に占める女性管理職の割合は「5%未満」と回答した事業主の割合が42.6%と最も多くなっています。
- 女性を管理職に雇用していない主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

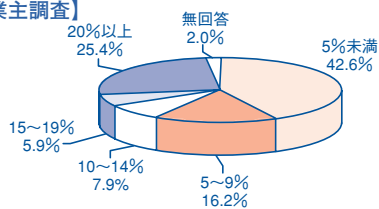
女性管理職の雇用状況

【事業主調査】



全管理職に占める女性管理職の割合

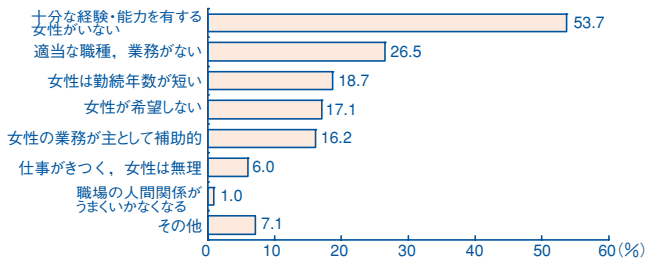
【事業主調査】



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
(平成11(1999)年度・14(2002)年度は2,000社)
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

女性を管理職に雇用しない理由

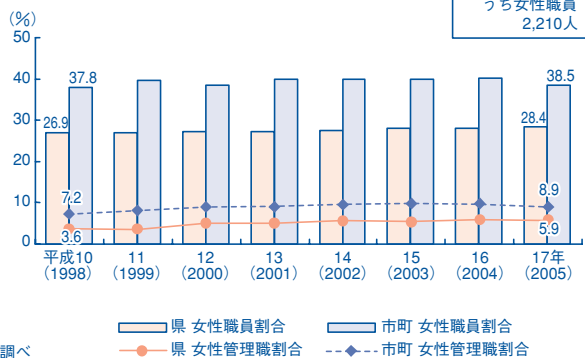
【事業主調査】 (「雇用していない」と回答した事業主) 複数回答



《県・市町の職員及び管理職》

●県・市町共に、女性職員の割合、管理職に占める女性の割合は、長期的には増加傾向で推移しています。

県・市町の職員及び管理職の状況



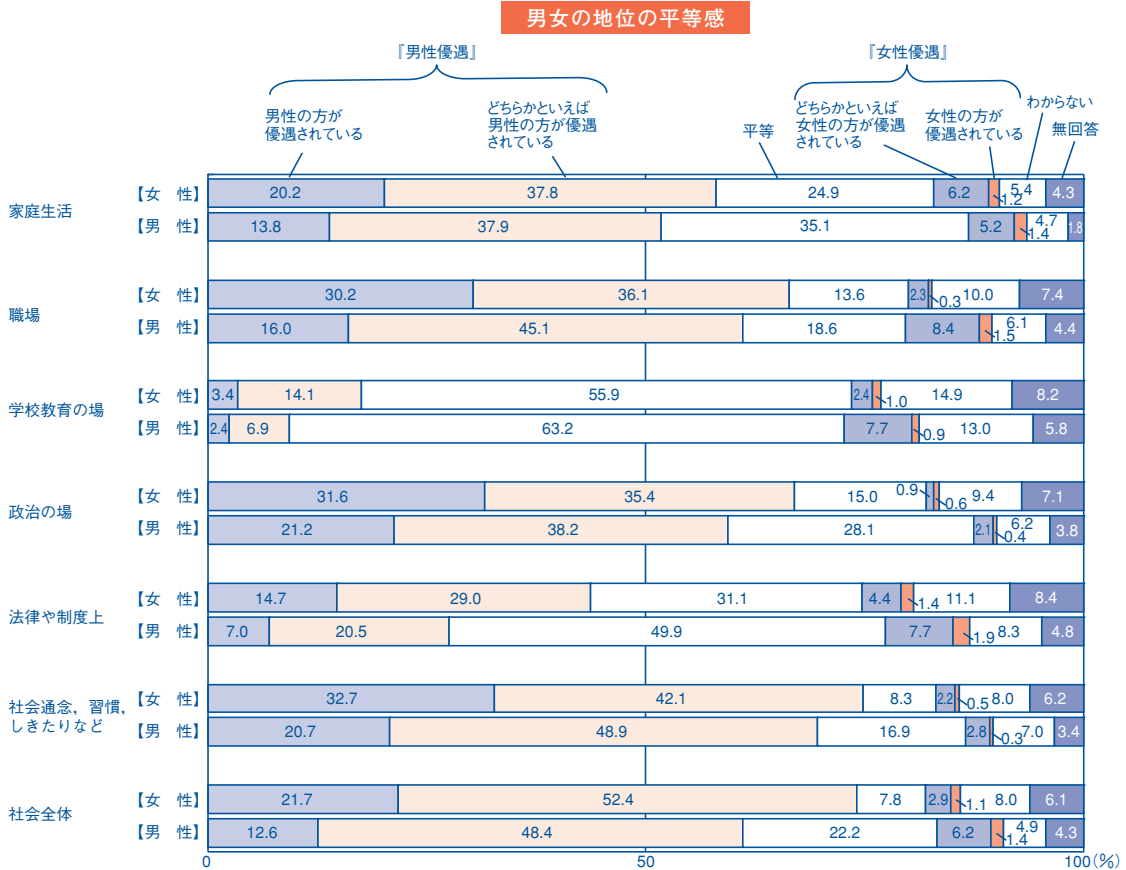
(注)各年4月1日現在
職員数には、教員は含まない。
県の職員数は、知事部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会及び企業局の一般職職員数である。
市町の職員数は、市町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数である。
資料:広島県人事室、広島県男女共同参画推進室、広島県教育委員会調べ

人づくり

意識

《男女の地位》

- 男女の地位が『平等』と回答した人の割合は、「学校教育の場」で男女共に最も高くなっています。
- また、「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、男女共に50%を超える人が『男性優遇』と回答しています。

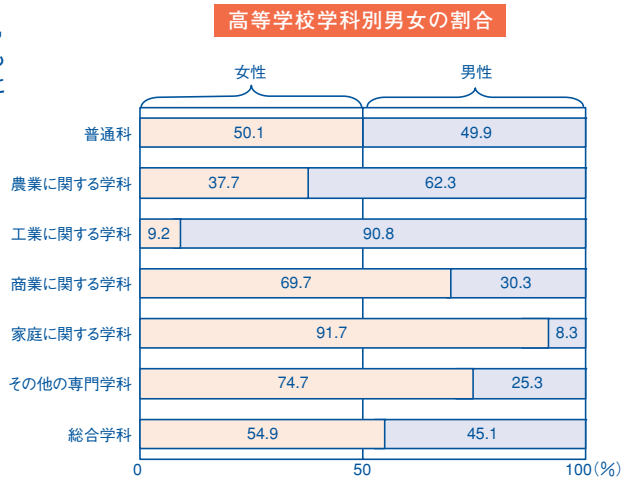


(注)調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料:広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

教育

《高等学校の生徒》

- 学科別に見ると、「工業に関する学科」で、生徒数に占める男性の割合が90.8%と最も高く、女性の割合が最も高いのは、「家庭に関する学科」の91.7%となっています。



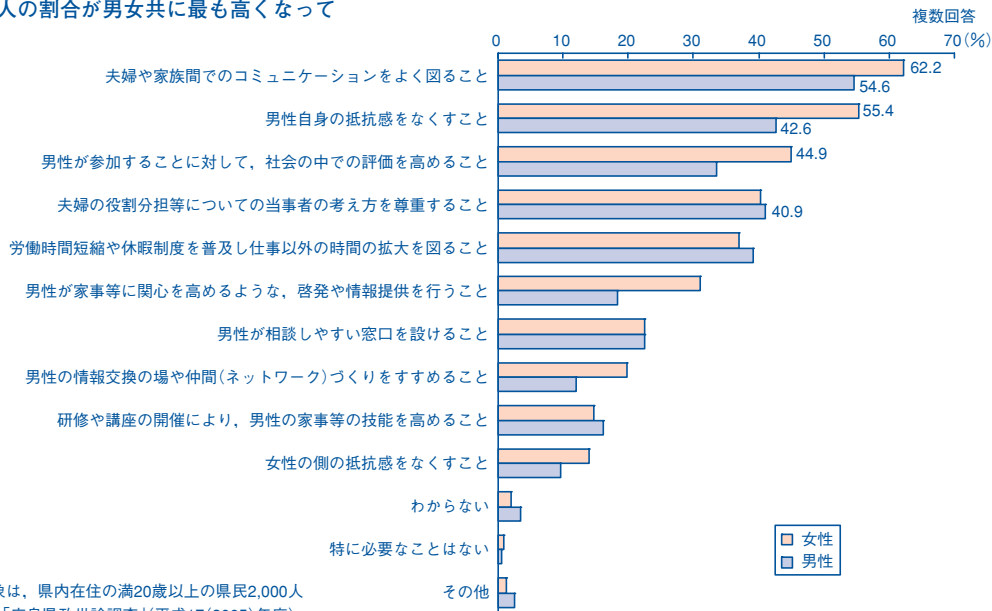
(注)国立・公立・私立のすべてを含む。
資料:広島県教育委員会「公立学校基本数」
(平成17(2005)年度)

■ 家庭

《男性の家事等への参加》

●男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高くなっています。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

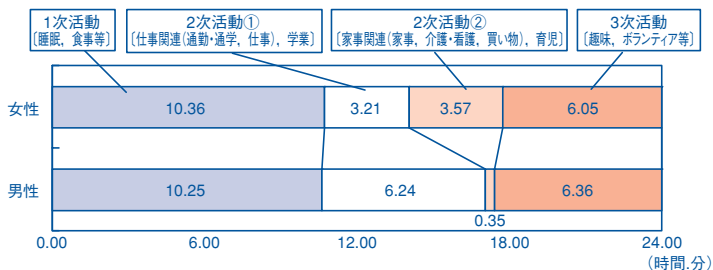


(注)調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料:広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

《1日の生活時間》

●県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方で男女間に大きな違いが現れています。

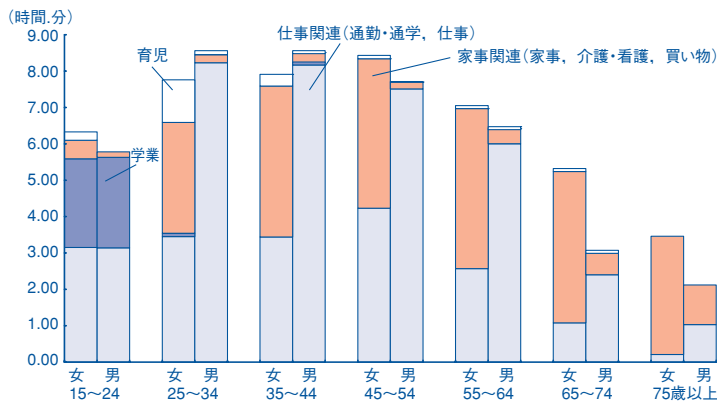
1日の行動の種類別総平均時間数(15歳以上)



(注)
1次活動:睡眠, 食事など生理的に必要な活動
2次活動:仕事, 家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
3次活動:1次, 2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

●2次活動の内訳を年代別に見ると、15～24歳の年代では学業と仕事関連の時間に男女の差はほとんどありませんが、そのほかの年代は、女性は家事関連・育児、男性は仕事関連の時間が長いという結果になっています。

男女、年齢別の2次活動の生活時間



資料:総務省「社会生活基本調査」(平成13(2001)年)

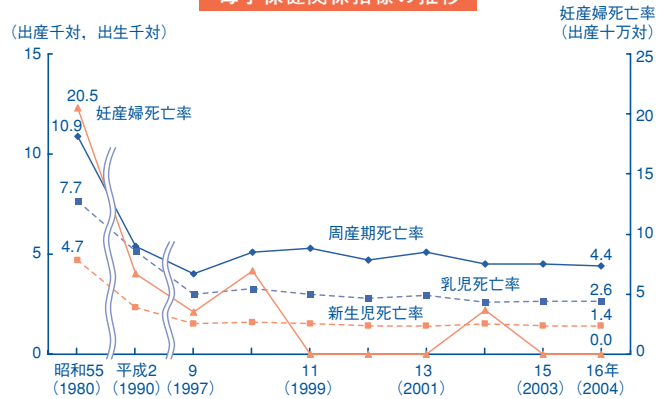
安心づくり

健康

《母子保健》

●昭和55(1980)年から平成16(2004)年までの動向を見ると、いずれの指標も低下してきていますが、近年では横ばい傾向にあります。

母子保健関係指標の推移



(注)

周産期死亡率=年間の周産期死亡数(※)÷年間の出産(出生+妊娠22週以後の死産)数×1,000
 ※妊娠22週(154日)以後の死産に早期新生児(生後1週未満)死亡を加えたもの。

乳児死亡率=(年間の乳児(生後1年未満)死亡数÷年間の出生数)×1,000

新生児死亡率=(年間の新生児(生後4週(28日)未満)死亡数÷年間の出生数)×1,000

妊産婦死亡率=(年間の妊産婦死亡数(※)÷年間の出産(出生+死産)数(又は年間の出生数))×100,000

※妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料:厚生労働省「人口動態統計」

男女間の暴力, セクシュアル・ハラスメント

《相談件数等》

●県立婦人相談所(平成17(2005)年7月から広島こども家庭センター), 県・市の婦人相談員と広島県女性総合センター「エソール広島」が受け付けた相談件数は近年増加傾向にあります。

●特に暴力に係る相談件数は, DV防止法(38ページ参照)施行(平成13(2001)年)後, 大幅に増加しています。

(注)相談件数:電話相談, 面接相談を加えたもの

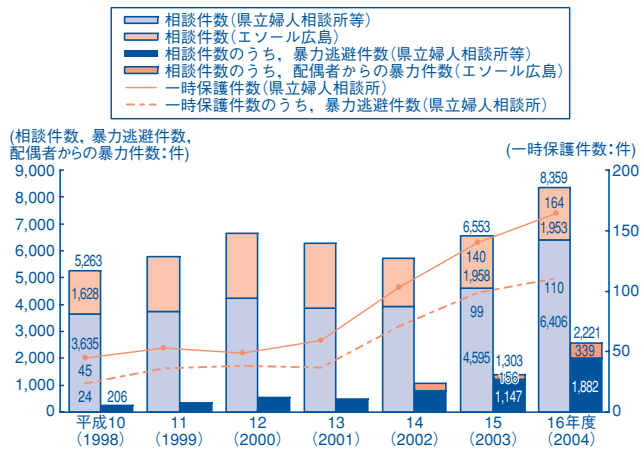
暴力逃避件数:配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害に関する相談件数を計上している。

ただし, 平成15(2003)・16(2004)年度の一時保護件数のうちの暴力逃避件数は, 配偶者からの暴力件数のみを計上している。

配偶者からの暴力件数:平成14(2002)年度から集計している。

資料:県立婦人相談所等:広島県福祉保健部調べ
 「エソール広島」:(財)広島県女性会議調べ

県立婦人相談所等, 「エソール広島」における相談件数等の推移



《性犯罪》

●「性犯罪相談110番」の電話相談件数は年々減少していますが, 男女別にみると, 女性の相談件数が男性を大きく上回っています。

「性犯罪相談110番」の受理状況

(単位:件)

内 容	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年
性犯罪の被害申告に関するもの	43	20	26
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	15	15	7
性的ないやがらせに関するもの	34	8	12
精神的な悩みに関するもの	24	9	3
男女の性に関するもの	26	7	7
事件容疑情報	4	10	6
つきまとい行為に関するもの	16	8	4
男女間暴力	7	6	3
上記以外の相談	153	160	164
合 計	322	243	232
女性	232 (72.0%)	111 (45.7%)	86 (37.1%)
男性	66 (20.5%)	27 (11.1%)	16 (6.9%)
不明	24	105	130

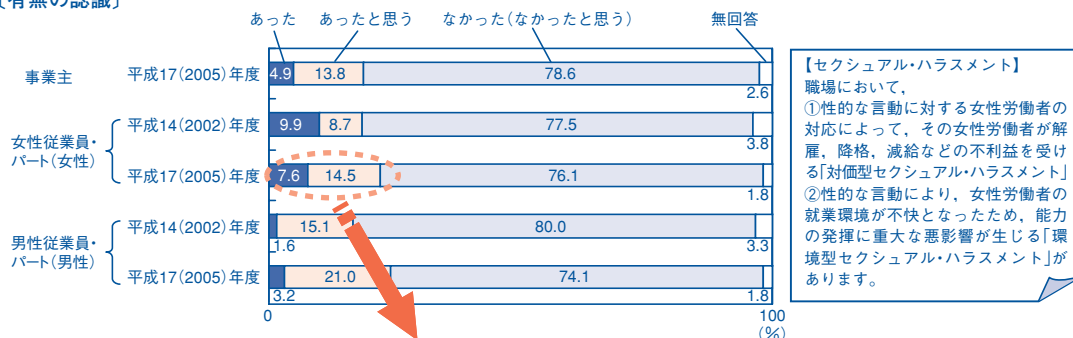
資料:広島県警察本部調べ

《セクシュアル・ハラスメント》

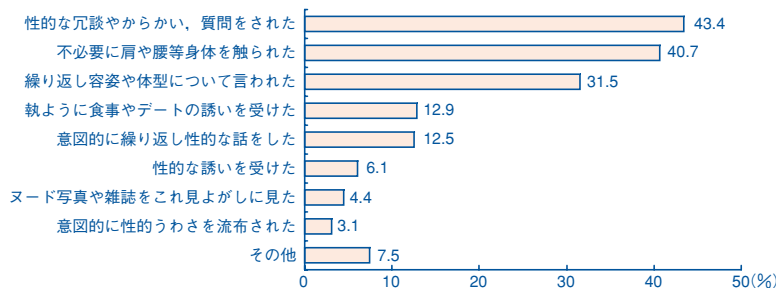
- 有無の認識は、パートを含む男女従業員とも、それぞれ約20%が、セクハラが「あった」、「あったと思う」と回答しています。内容では、パートを含む女性の従業員が「性的な冗談やからかい、質問をされた」を最も多くあげています。
- 事業主の37.4%が防止対策を講じています。内容は、「就業規則等への明文化」が最も多くなっています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの有無の認識と内容

〔有無の認識〕

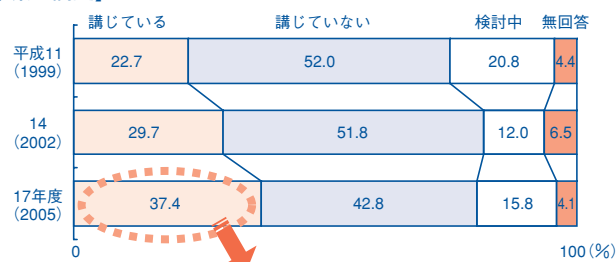


〔内 容〕【女性従業員、パート(女性)調査】(「セクハラがあった」「あったと思う」と回答した従業員) 複数回答

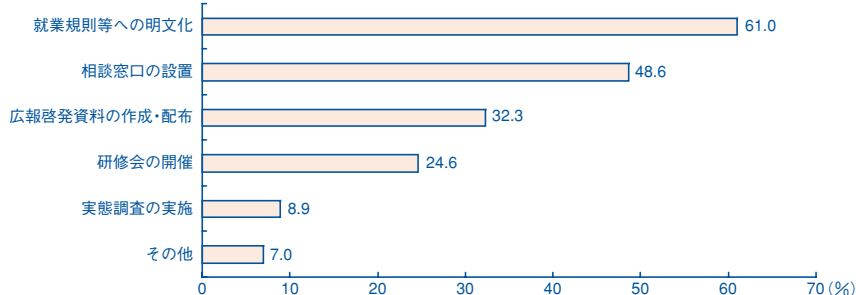


セクシュアル・ハラスメント防止対策の有無と内容

〔防止対策の有無〕【事業主調査】



〔内 容〕【事業主調査】(「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主) 複数回答



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成11(1999)・14(2002)年度は2,000社)及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人(平成11(1999)・14(2002)年度は2,000人)
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

2 男女共同参画に関する動き

年	国際機関等	国	広島県	
昭和20(1945)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際連合憲章」採択 ・「国際連合」発足 			
昭和21(1946)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「婦人の地位委員会」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・「日本国憲法」公布(11月),施行(昭和22年5月) 		
昭和22(1947)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法」公布(4月),施行(9月) 		
昭和23(1948)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権宣言」採択(第3回国連総会) 			
昭和31(1956)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「売春防止法」公布(5月),施行(昭和32年4月) 		
昭和42(1967)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択 			
昭和47(1972)年	<ul style="list-style-type: none"> ・1975(昭和50)年を「国際婦人年」とすることを宣言(第27回国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤労婦人福祉法」公布・施行(7月) 		
昭和50(1975)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までを「国連婦人の十年」と決定(目標:平等,発展,平和)(第30回国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置(9月) ・「婦人問題企画推進会議」設置(9月) 		
昭和51(1976)年	国連婦人の十年 1976 〜 1985	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」改正・施行(離婚復氏制度,6月) 		
昭和52(1977)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定(1月) ・「国立婦人教育会館」(現「独立行政法人国立女性教育会館」)開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政の総合窓口を「民生部青少年婦人対策室」に設置(4月) ・「婦人問題行政連絡協議会」設置(5月) 	
昭和54(1979)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」〈女子差別撤廃条約〉採択(第34回国連総会),発効(1981(昭和56)年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年婦人課」設置(「青少年婦人対策室」改組,4月) ・「広島県婦人対策推進会議」設置(7月) 	
昭和55(1980)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・〈女子差別撤廃条約〉署名,批准・発効(昭和60年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出(4月)
昭和56(1981)年		<ul style="list-style-type: none"> ・ILO(国際労働機関)「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」及び「同勧告」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」改正・施行(配偶者の相続分引上げ,1月) ・「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) 	

年	国際機関等	国	広島県
昭和57(1982)年			・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定(3月)
昭和60(1985)年	国連婦人の十年 1976 ～ 1985	・「国籍法」改正・施行(父母両系主義, 1月) ・「勤労婦人福祉法」を改正し, 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布(6月), 施行(昭和61年4月) ・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(労働者派遣法)公布(7月), 施行(昭和61年7月)	
昭和61(1986)年		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置(「婦人問題企画推進会議」を改組, 2月) ・「国民年金法」改正・施行(女性の年金権の確立, 4月)	・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定(3月) ・婦人総合センター基本構想発表(3月) ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置(6月)
昭和62(1987)年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)	
昭和63(1988)年			・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出(2月) ・「広島県女性プラン」策定(8月) ・「財団法人広島県女性会議」設立(8月)
平成元(1989)年			・「青少年婦人課」に「婦人係」設置(4月) ・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館(4月)
平成2(1990)年	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人問題行政連絡協議会」を「女性問題行政連絡協議会」に名称変更(4月)
平成3(1991)年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ・「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布(5月), 施行(平成4年4月)	・「青少年女性課女性係」設置(「青少年婦人課婦人係」改組, 4月) ・「広島県女性対策推進懇話会」設置(8月)
平成4(1992)年			・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言(3月) ・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定(9月) ・「女性問題行政連絡協議会」を「女性問題行政推進協議会」に機能強化(9月)
平成5(1993)年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布(6月), 施行(12月)	

年	国際機関等	国	広島県
平成6(1994)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口開発会議開催(カイロ) ・1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連十年」と採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画室」,「男女共同参画審議会」(政令)設置(「婦人問題担当室」,「婦人問題企画推進有識者会議」廃止,6月) ・「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」改組,7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更(1月)
平成7(1995)年	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」を改正し,「育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」<育児・介護休業法>公布(6月),一部施行(10月),全面施行(平成11年4月) ・ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)批准 	
平成8(1996)年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申(7月) ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足(9月) ・「男女共同参画2000年プラン」策定(12月) 	
平成9(1997)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会」(法律)設置(6月) ・「男女雇用機会均等法」を改正し,「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正「男女雇用機会均等法」)を公布(6月),一部施行(母性保護に関する規定,平成10年4月),全面施行(募集等における女性差別の禁止等,平成11年4月) ・「労働基準法」改正(6月),一部施行(母性保護に関する規定,平成10年4月),全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消,平成11年4月) ・「育児・介護休業法」改正(6月),施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限創設,平成11年4月) ・「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定(7月) ・「介護保険法」公布(12月),施行(平成12年4月) 	
平成10(1998)年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言(1月) ・「広島県男女共同参画プラン」策定(3月) ・「青少年女性課男女共同参画推進班」設置(「青少年女性課女性係」改組,4月) ・「広島県男女共同参画推進本部」設置(10月)
平成11(1999)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月) ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画懇話会」設置(10月)

年	国際機関等	国	広島県
平成12(2000)年	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布(5月),施行(11月) ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申(9月) ・「男女共同参画基本計画」策定(12月)	
平成13(2001)年		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置(中央省庁再編,1月) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」〈DV防止法〉公布(4月),一部施行(10月),全面施行(平成14年4月) ・「水産基本法」公布・施行(6月) ・「育児・介護休業法」改正・一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等,11月),全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等,平成14年4月)	・「男女共同参画推進室」設置(「青少年女性課男女共同参画推進班」改組,4月) ・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言(8月) ・「広島県男女共同参画推進条例」公布(12月),施行(平成14年4月)
平成14(2002)年			・「広島県男女共同参画審議会」設置(6月) ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問(6月) ・審議会答申(11月)
平成15(2003)年		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行(7月),全面施行(平成17年4月)[平成27年3月までの時限立法] ・「少子化社会対策基本法」公布(7月),施行(9月)	・「広島県男女共同参画基本計画」策定(2月)
平成16(2004)年		・〈DV防止法〉改正(6月),施行(配偶者からの暴力の定義の拡大等,12月) ・「育児・介護休業法」改正(12月),施行(育児等休業取得対象者の拡大等,平成17年4月)	
平成17(2005)年	・第49回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+10」世界閣僚級会合,ニューヨーク) 宣言文採択	・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方—男女がともに輝く社会へ—」答申(7月) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(12月)	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問(6月) ・審議会答申(12月)

3 県の取組

1 総合窓口、庁内推進体制、諮問機関の整備

我が国の女性行政は昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機として新たな展開が始まり、県においても、昭和52(1977)年4月、多岐にわたる女性行政を総合的かつ効果的に推進するため青少年婦人対策室を設置しました。5月には庁内の関係課で構成する「広島県婦人問題行政連絡協議会」(平成2(1990)年「広島県女性問題行政連絡協議会」に、平成4(1992)年「広島県女性行政推進協議会」に改正)を、昭和54(1979)年には県内の有識者からなる「広島県婦人対策推進会議」を設置して、女性に係る行政施策の連絡調整や女性問題の調査研究を行うこととしました。

2 「広島県女性プラン」の策定

「男女共同参加による活力と個性豊かな社会の形成」を基本理念とし、この実現に向けて婦人行政の推進に取り組むため、「広島県婦人対策推進懇話会」(昭和61(1986)年「広島県婦人対策推進会議」を廃止して設置)の提言を踏まえ、昭和63(1988)年8月に「広島県女性プラン」を策定しました。

「婦人」から「女性」へ

時代のすう勢で、「婦人」という用語が、一般に「一定年齢以上の既婚の女性」の意味に理解されるようになり、「女性」に対する「男性」のような、「婦人」の対語がないことも指摘され始めました。

また、行政客体は女性全体であることなどから、限定された意味に理解される可能性のある「婦人」の用語に替えて、「女性」の用語を使用するようになりました。

3 「エソール広島」の開館

「広島県女性プラン」の重点施策の一つに掲げられていた「広島県婦人総合センター」の設置に向けて、同センターの管理運営主体となる「財団法人広島県女性会議」が昭和63(1988)年に設立され、平成元(1989)年4月、広島県婦人総合センター(平成6(1994)年1月「広島県女性総合センター」と名称変更)「エソール広島」が開館しました。

4 「広島県女性プラン(第一次改定)」の策定

「広島県女性プラン」の基本理念を受け継ぎ、21世紀に向けて目標とする社会「男女共同参画型社会」を実現していくために、「広島県女性対策推進懇話会」(平成3(1991)年「広島県婦人対策推進懇話会」を廃止して設置)の提言を踏まえ、県が行う施策の基本的方向と具体的施策を示した「広島県女性プラン(第一次改定)」を平成4(1992)年9月に策定しました。

「参加」から「参画」、 「男女共同参画型社会」から「男女共同参画社会」へ

「広島県女性プラン(第一次改定)」では、国の「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」(平成3(1991)年策定)同様、21世紀に向けて目標とする社会を、「男女共同参画型社会」と呼ぶこととしました。「参画」には、単なる参加ではなく、企画立案の段階から携わり責任も共有することが必要であるという認識が込められています。

また、平成6(1994)年、総理府に男女共同参画室が設置された際、「男女共同参画型社会」という用語が「男女共同参画社会」に改められました。

5 「広島県男女共同参画プラン」の策定

これまでのプランの成果と残された課題を引き継ぎ、新たな課題に対応し、男女平等を基礎として一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会をめざすため、「広島県女性対策推進懇話会」の提言を踏まえ、平成10(1998)年3月に「広島県男女共同参画プラン」を策定しました。

「女性プラン」から「男女共同参画プラン」へ

これまでの「女性プラン」の名称を、女性と男性がパートナーとして男女共同参画社会の実現をめざすことから「男女共同参画プラン」としました。

6 「広島県男女共同参画推進本部」の設置

「広島県男女共同参画プラン」において、男女共同参画社会の実現に向けて県の推進体制の充実を掲げたことから、行政のあらゆる分野への男女共同参画の視点の反映や全庁を挙げて幅広く、かつ効率的に女性行政(平成13(1991)年に「男女共同参画施策」に改正)に取り組むため、平成10(1998)年10月、知事を本部長とする「広島県男女共同参画推進本部」(「広島県女性行政推進協議会」は廃止)を設置しました。

7 「広島県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現に向け、「広島県男女共同参画懇話会」(平成11(1999)年10月「広島県女性対策推進懇話会」を廃止して設置)の提言を基に、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示す「広島県男女共同参画推進条例」が平成13(2001)年12月21日に公布、平成14(2002)年4月1日に施行されました。

8 「広島県男女共同参画審議会」の設置

男女共同参画の推進に関する基本的な計画を始め男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、「広島県男女共同参画推進条例」に基づいて、平成14(2002)年6月10日、「広島県男女共同参画審議会」を設置しました。

9 「広島県男女共同参画基本計画」の策定

「広島県男女共同参画審議会」の答申を踏まえ、「広島県男女共同参画推進条例」に基づく初めての計画として、条例の五つの基本理念を基に、県が取り組むべき施策を示した「広島県男女共同参画基本計画」を平成15(2003)年2月に策定しました。

この計画に掲げる具体的施策の推進期間が平成17(2005)年度で終了することから、平成17(2005)年6月14日、「広島県男女共同参画審議会」に対し、「広島県男女共同参画基本計画」に盛り込むべき事項について諮問し、12月26日に答申を受けました。

4 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体

及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則 (平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 男女共同参画基本計画（第2次）の概要

平成17（2005）年12月27日閣議決定

第1部 基本的考え方

1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
- (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成
- (2) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
 - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
 - エ 男女間の賃金格差の解消

(2) 母性健康管理対策の推進

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

- ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
- イ 再就職に向けた支援

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

- ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及
- イ パートタイム労働対策の総合的な推進
- ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
- エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
- オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画

(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

- ア 起業支援策の充実
- イ 雇用・起業以外の就業環境整備

4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
- イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
- ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
- エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- イ ひとり親家庭等に対する支援の推進

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

- ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
- イ 地域社会への男女の共同参画の促進

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
- イ 高齢者保健福祉施策の推進
- ウ 介護に係る人材の確保

(3) 高齢期の所得保障

(4) 障害者の自立した生活の支援

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
- イ 体制整備
- ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
- エ 女性に対する暴力に関する調査研究等

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
- イ 相談体制の充実
- ウ 被害者の保護及び自立支援
- エ 関連する問題への対応

(3) 性犯罪への対策の推進

- ア 性犯罪への厳正な対処等
- イ 被害者への配慮等
- ウ 加害者に関する対策の推進等
- エ 啓発活動の推進

(4) 売買春への対策の推進

- ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
- イ 児童に関する対策の推進

(5) 人身取引への対策の推進

- ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進
- イ 関係法令の適切な運用
- ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進
- エ 調査研究等の推進

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

(7) ストーカー行為等への対策の推進

- ア ストーカー行為等への厳正な対処
- イ 被害者等の支援及び防犯対策
- ウ 広報啓発の推進

8 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

- ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
- イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

- ア 妊娠・出産期における女性の健康支援
- イ 適切な性教育の推進

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ア HIV/エイズ、性感染症対策
- イ 薬物乱用対策の推進
- ウ 喫煙、飲酒対策の推進

9 メディアにおける男女共同参画の推進

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
- ウ メディア・リテラシーの向上

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実
- イ 高等教育の充実
- ウ 社会教育の推進
- エ 教育関係者の意識啓発
- オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 生涯学習の推進
- イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
- ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進
- イ 国連の諸活動への協力
- ウ 女性の平和への貢献
- エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
- カ NGOとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(1) 科学技術

(2) 防災（災害復興を含む）

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

(4) 環境

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援

6 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布
広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次を集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月6日 条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

7 広島県男女共同参画審議会委員

	青山 裕	弁護士
	天部 テルミ	広島県の女性の地位向上と社会参画をすすめる会 運営委員長
	有重 嘉代子	広島県生活研究グループ連絡協議会 前会長
	安藤 周治	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター 代表理事
	恵島 美奈江	連合広島 女性委員会副委員長 【平成17(2005)年9月28日辞任】 (委員当時の所属・役職)
	岡馬 重充	(株)中国新聞社 論説委員
会 長	川瀬 啓子	安田女子大学 教授
	神田 眞樹	マツダ(株) 常務執行役員人事本部長
	辻 一明	呉市 市民部長
	十倉 純子	(株)フュージョン 代表取締役
会長代行	野原 建一	広島県立大学 教授
	東 由美	連合広島 女性委員会副委員長 【平成18(2006)年2月14日就任】
	藤森 弘子	広島文化短期大学 教授
	前田 幸子	広島県地域女性団体連絡協議会 理事
	増元 正信	安芸高田市 助役
	三好 久美子	ひろしま女性大学修了生

8 広島県男女共同参画推進本部設置要綱

[平成17(2005)年4月1日現在]

(設置)

第1 女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画推進本部(以下、「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

第4 推進本部の円滑な推進に資するため、推進本部に幹事会をおく。

2 幹事会は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(会議)

第5 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループ)

第6 幹事会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第7 推進本部に関する事務は、環境生活部管理総室男女共同参画推進室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

2 広島県女性行政推進協議会設置要綱(昭和52年5月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表

広島県男女共同参画推進本部の構成員

推進本部		幹事会	
本部長	知事	幹事長	環境生活部管理総室長
副本部長	副知事	副幹事長	男女共同参画推進室長
本部員	出納長 総務企画部長 総務企画部政策企画局長 地域振興部長 環境生活部長 環境生活部環境局長 福祉保健部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長 土木建築部空港港湾局長 土木建築部都市局長 企業局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長	幹事	出納長室出納総務室長 総務企画部管理総室総務室長 総務企画部政策企画局企画監 地域振興部管理総室地域振興総務室長 環境生活部管理総室環境生活総務室長 福祉保健部管理総室企画管理室長 商工労働部管理総室商工労働総務室長 農林水産部管理総室企画調整室長 土木建築部管理総室土木建築総務室長 企業局企業総務室長 教育委員会総務課教育政策室長 警察本部総務課長 人事委員会事務局総務審査室長

次のとおり組織再編があります。(平成18(2006)年4月1日施行)

- 総務企画部 → 総務部, 政策企画部
- 環境生活部 → 県民生活部, 環境部
- 土木建築部 → 土木部, 都市部, 空港港湾部
- 企業局 → 公営企業部

9 具体的施策の行動目標一覧

環境づくり

指 標 名	現況値	年度	目標値	年度
1 働く場における男女共同参画の推進				
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備				
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(大企業) ^{注1}	95.9%	H17(2005)	100%	H21(2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(中小企業) ^{注1}	3.3%	H17(2005)	25%	H21(2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5%	H17(2005)	100%	H21(2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H17(2005)	18企業	H21(2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	10か所	H17(2005)	20か所	H21(2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H17(2005)	20,621人	H21(2009)
延長保育実施か所数	339か所	H17(2005)	398か所	H21(2009)
放課後児童クラブ実施か所数	428か所	H17(2005)	449か所	H21(2009)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進				
女性の農業委員数	30人	H17(2005)	46人	H22(2010)
家族経営協定の締結数	101件	H16(2004)	328件	H22(2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備				
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H16(2004)	100人	H22(2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	H16(2004)	300グループ	H22(2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進				
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進				
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(全審議会)	24.0%	H17(2005)	30%	H22(2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注2} を除く。)	29.5%	H17(2005)	35%	H22(2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H17(2005)	1,000人	H22(2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進				
NPO法人数(人口10万人当たり)	11.3法人	H16(2004)	17法人	H20(2008)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備				
(3) 市町等との連携強化・取組支援				
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H17(2005)	100%	H22(2010)

人づくり

指 標 名	現況値	年度	目標値	年度
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実				
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実				
長期職場体験実施校の割合(公立中学校)	14.7%	H17(2005)	60%	H20(2008)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	23.7%	H16(2004)	40%	H20(2008)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供				
ひろしままナビネットへのアクセス件数	68,833件	H16(2004)	90,000件	H20(2008)
3 家庭における男女共同参画の推進				
(2) 家庭教育・子育て支援の充実				
地域子育て支援センター実施か所数	77か所	H17(2005)	104か所	H21(2009)

安心づくり

指 標 名	現況値	年度	目標値	年度
1 生涯を通じた健康と自立の支援				
(1) 生涯を通じた健康対策の推進				
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	H17(2005)	7圏域	H20(2008)
周産期死亡率(人口千人当たり) ^{注3}	4.4人 (全国9位)	H16(2004)	全国1位	H20(2008)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援				
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量	0人	H17(2005)	2,408人	H20(2008)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数	2,048人	H16(2004)	3,976人	H20(2008)
障害者グループホーム定員数 ^{注4}	291人	H16(2004)	平成18(2006)年度に設定	
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H17(2005)	7.8%	H22(2010)

(注1)ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注2)5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注3)妊娠22週から生後1週間未満の期間における人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

(注4)障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。

10 用語索引

	ページ
■ア行	
育児・介護休業法	17
エソール広島	24
NGO	25
NPO	15
■カ行	
家族経営協定	19
キャリア教育	30
健康ひろしま21	36
■サ行	
在宅ワーク	18
次世代育成支援対策推進法	17
周産期	36
住民自治組織	22
小規模多機能型居宅介護	37
情報教育	29
審議会等	21
ストーカー規制法	39
セクシュアル・ハラスメント	35
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	15
■タ行	
男女雇用機会均等法	15
地域子育て支援センター	34
DV防止法	38
■ナ行	
認知症対応型共同生活介護	37
農業委員	19
■ハ行	
パートタイム労働法	18
配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画	38
売春防止法	39
広島県障害者プラン	37
広島県総合計画「元気挑戦プラン」	6
ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)	37
ひろしま国際施策推進プラン2010	40
ひろしま女性大学	21
ひろしままなびネット	31
ファミリー・サポート・センター	17
ファミリー・フレンドリー企業	17
放課後児童クラブ	17
■マ行	
未来に輝くこども夢プラン	34
■ラ行	
労働基準法	15
労働者派遣法	18

広島県男女共同参画基本計画(第2次)

いっしょに あした創り

編集・発行 広島県(環境生活部管理総室男女共同参画推進室)
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話 082-228-2111(代表)
<http://www.pref.hiroshima.jp/>